平成２９年（フ）第５９号
福岡県三井郡大刀洗町大字本郷4701番地
債務者　御厨　勝広
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第６０号
福岡県三井郡大刀洗町大字本郷4701番地
債務者　御厨　昌子
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１３２号
熊本県合志市幾久富1909番地867　アーバン光の森　203号
債務者　村上なつみ
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２１２号
熊本市中央区九品寺５丁目10番33―503号　九品寺第１団地２Ｃ－１
債務者　塩田ひとみ
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２２０号
熊本市南区島町３丁目８番18号　コーポ荒木201号
債務者　前田　輝幸
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１７０号
鹿児島県鹿児島市下荒田４丁目６番７号　パステルイン下荒田103号
債務者　相星　尚美
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１９４号
鹿児島県鹿児島市鴨池２丁目20番３号　サーティナイン鴨池503号
債務者　小平田　誠
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第６６号
北海道登別市中央町２丁目20番地26パークステーション106号
債務者　塚本　辰志
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第８５号
岩手県北上市里分８地割236番地７
債務者　菅原広太郎
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第６２号
群馬県館林市南美園町１番地の３　緒方ハイツ―102、前住所群馬県館林市美園町22番２号
債務者　本間　利夫
1　決定年月日時　平成29年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第６３号
群馬県館林市南美園町１番地の３　緒方ハイツ―102、前住所群馬県館林市美園町22番２号
債務者　本間　弘子
1　決定年月日時　平成29年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第１３９号
山梨県甲府市緑が丘２丁目３番15号　グリーンヒルズ１　306号室、前住所山梨県甲府市中央４丁目８番３号　ライオンズマンション甲府中央705号室
債務者　田中　伸幸
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１２８４号
大阪市平野区喜連東５丁目１番８―504号、前住所大阪市平野区喜連東５－１－５
債務者　古庄　　翔
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６２８号
大阪府八尾市恩智南町１丁目34番地、住民票上の住所堺市西区上438番地
債務者　坊西　広行
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６４１号
大阪市東住吉区住道矢田８丁目７番３号　サンパティーク　102号、前住所大阪府泉大津市楠町西５番19号
債務者　野崎　朋弘
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９６４号
大阪市西成区岸里東２丁目16番５号　アメニティー岸里　303号
債務者　菅原　秀明
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部